

Research On Utilization Of National Employment Welfare Service
By Persons With Intractable Diseases In Japan
(日本における難病のある人の就労支援福祉サービスの利用実態)

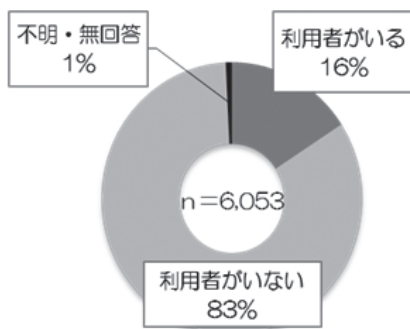
LIFE: Int J Health Sci. S1:172-179, 2015

深津 玲子 (国立障害者リハビリテーションセンター病院 臨床研究開発部)
今橋 久美子 (国立障害者リハビリテーションセンター研究所)
中島 八十一 (国立障害者リハビリテーションセンター学院) ほか

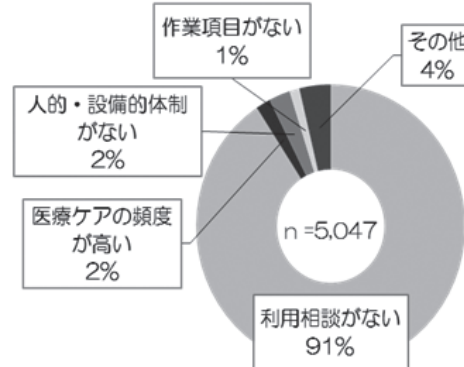
2013年「障害者の日常生活及び社会生活障害者総合支援法（障害者総合支援法）」により難病のある人が障害者と位置づけられ、2015年「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が施行されたことにより、難病のある人の福祉サービス活用による就労支援は重要な課題となった。この研究は、就労支援サービスの利用実態ならびに配慮の調査を目的とし、日本の全就労系福祉サービス事業所 12,483 ヲ所を対象とした（回答率 48%）。難病のある人が利用してい

ると回答した事業所は 16% であり、その難病のある利用者の 74% が障害者手帳を所持していた。難病がある人の利用がない理由としては、「利用相談がない」が 91% をしめた。難病疾病ゆへの配慮が有と答えた事業所は 78% に及んだ。結論として、就労系福祉サービスについて当事者、支援者、医療関係者への周知が不十分であるが、同サービスの活用が難病のある人の社会参加に寄与すると考えられた。

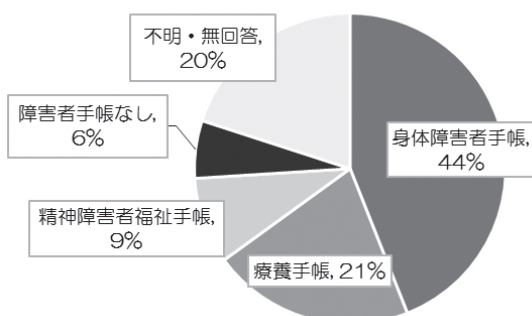
利用の有無



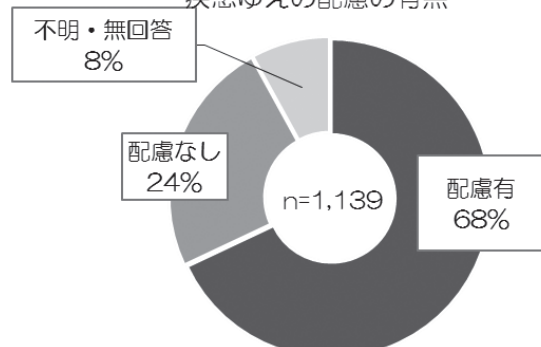
利用していない理由



難病のある利用者の障害者手帳の所持



疾患ゆへの配慮の有無



Perceptions regarding a range of work-related issues and corresponding support needs of individuals with an intractable disease
(難病のある人が感じる就労における様々な問題と支援の必要性)

Intractable Rare Dis Res. 2016; 5(3):202-206.

DOI: 10.5582/irdr.2016.01041

今橋 久美子 (国立障害者リハビリテーションセンター研究所)
 深津 玲子 (国立障害者リハビリテーションセンター病院)
 中島 八十一 (国立障害者リハビリテーションセンター学院)
 中村 めぐみ (国立障害者リハビリテーションセンター病院) ほか

平成 25 年 4 月から、難病のある人が障害者総合支援法に定める障害福祉サービス利用の対象となった。本研究では、難病のある人の就労系障害福祉サービスの利用状況および支援ニーズを明らかにすることを目的に、当事者調査を行った。

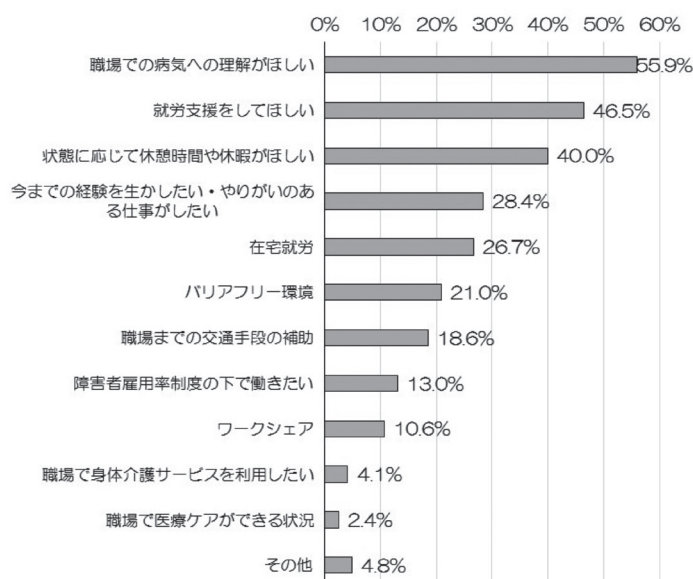
全国の地域難病・疾病団体連絡協議会を通じて質問紙 3,000 通を配布した結果、41 都道府県に居住する 889 名 (有効回答 29.6%) の当事者から回答を得た。

回答者の就労状況は、「就労している」51.6%、「就労していない」46.7%であった。就労していない人の 56.6%は「就労したいが難しい」と回答し、働いていない理由として「体力低下」「治療に専念」「適職がない」を挙げた。就労する上での希望としては、「職場

での病気への理解」「就労支援」「状態に応じた休息」「在宅就労」「バリアフリー」などを挙げた。また、職場へのニーズとしては、作業の「時間」「内容」「場所」や通院・ケアなどへの配慮が多く、これらは平成 25 年度に行った事業所対象調査で明らかになった「事業所で行っている配慮事項」に合致した。

就労系障害福祉サービスの認知度は 29.2%と未だ低い状況であったが、同サービス未利用者の今後の利用意向は、「検討したい」「不要」「わからない」が各 3 割であり、潜在的な利用ニーズも示唆された。

今後、当事者、支援者に向けて同サービスを周知するとともに、具体的なニーズ及び配慮の詳細や利用事例を明らかにする必要がある。



図：就労する上での希望 (現在就労していない 415 名)